

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

- 地区計画の変更原案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】

2

北九州市公告第 276 号

地区計画の変更案を作成しようとするので、北九州市地区計画等の案の作成
手続に関する条例（昭和 59 年北九州市条例第 34 号）第 2 条の規定により次
のとおり公告し、当該地区計画の変更原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 2 項に規定する
者は、当該地区計画の変更原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算し
て 1 週間を経過する日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

平成 30 年 5 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
東田東部地区地区 計画	北九州市八幡東区枝光二丁目及び東田四丁目地内

3 都市計画の変更原案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

4 縦覧期間

平成 30 年 5 月 7 日から同月 21 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の
毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

5 意見書の提出要領

当該地区計画の変更原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文
書を、平成 30 年 5 月 28 日までに上記縦覧場所に到着するように提出する
こと。